

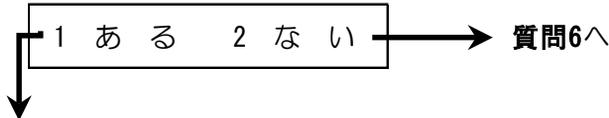
項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 調査事項「日常生活における機能制限」の追加	○ 健康票に「日常生活における機能制限」に関する調査事項を追加し、関連する集計事項を追加	●	●	<p>・ワシントングループで示された設問を追加することは、おおむね適当と整理 (障害者統計の充実及び国際比較可能性の向上を図る取組)</p> <p>・今回の設問の追加(健康票の質問8)により、健康票の既存項目(質問5)との間において内容的に重複感があるのではないかとの意見(別紙1参照) しかし、質問5については、これまで政策上重要な目的(「健康寿命」の算定)に利用されており、その時系列の継続性を踏まえると、現状を維持することは、やむを得ないと整理 一方、今回追加する質問8についても、新たな必要性に対応するものであるとともに、ワシントングループの設問に準拠することが必要であることから、大きな改変は困難。しかしながら、その質問文について、国際比較可能性を損なわない範囲で、柔軟な対応を行う余地があることを確認 ⇒調査計画の修正が必要である旨を指摘予定</p> <p>・また、質問8については、新たに設ける項目であることから、今後の調査結果を踏まえて、その有用性について分析するとともに、本調査における類似項目の間における把握範囲の重なりや相違について改めて整理することが必要 ⇒「今後の課題」として指摘予定</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆健康票の既存項目である質問5と今回追加する質問8との間に重複感がある。調査票上の配置も含めて工夫する余地はないか。 ◆質問5を残さざるを得ないのであれば、その理由とデータの活用方法について、具体的に示してほしい。 ◆今回の追加に当たり、欧州統計局の設問ではなく、ワシントングループの設問を採用した理由は何か。 ◆SDGsを踏まえた集計の更なる充実という観点から、就労状態別の集計だけでなく、就学状態別も集計してほしい。</p>

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
(2)その他の調査事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 《追加》 「同居せずに、主に手助けや見守りをして いる者の年齢階級」(世帯票) 《削除》 ○ 「乳幼児の保育状況」(世帯票) 「主な介護者以外の介護者の状況」(介護 票) 「健康食品の摂取の有無」(健康票) 	●	●	<p>・おおむね適当と整理 (利活用ニーズを踏まえた統計の充実及び報告者負担増 加の抑制を図る取組)</p> <p>・ただし、「乳幼児の保育状況」の削除については、引き続 き把握することが必要 ⇒調査計画の修正が必要である旨を指摘予定</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆ 「乳幼児の保育状況」の削除については、少子化対策 の政策評価の観点からも、極めて慎重に判断した方が良 いのではないかと。</p> <p>◆ 「乳幼児の保育状況」の削除の理由の一つとして、調 査票上のスペースの問題が挙げられているが、削除をせ ずとも工夫できる余地があると思われるので、再検討して ほしい。</p>
(3)調査方法の変更	○ 従来の調査員調査に加え、オンライン調 査を導入	●		<p>・適当と整理 (回収率向上を図るとともに、調査の効率化に資する取組)</p> <p>・ただし、令和4年調査では一部地域における導入となる ため、オンライン調査の効果を検証するとともに、今後の 全面的な導入に向けた課題を整理した上で改善を図ること ⇒「今後の課題」として指摘予定</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆ オンライン調査の導入により、複数の調査方法が併用さ れることになるため、調査方法の違いによる結果への影響 について分析してほしい。</p> <p>◆ オンライン調査が円滑に実施されるようにするため、シス テムの不具合が発生しないようにするとともに、調査現場 の負担軽減も工夫してほしい。</p> <p>◆ パソコンだけでなく、若者向けにスマートフォン用のシス テム構築も行い、報告者が回答しやすい環境の整備に努 めてほしい。</p>
2 前回答 申 ^(※) にお ける「今後 の課題」へ の対応状 況につい て ※平成30 年12月17 日	○ 前回答申では、以下について指摘されて いることから、その対応状況等を確認 (1)回収率向上に向けた更なる取組の推 進等 (2)調査方法等に関する情報提供の充実 等	●		<p>・適当と整理 (課題の趣旨を踏まえ、オンライン調査の導入など回収率 向上に向けた取組に対応するとともに、新型コロナウイルス 感染症対策を含め、業務の効率化や負担軽減を着実に 実施中。また、課題とされた情報提供についても実施済)</p>
3 国会議 員からの 質問主意 書につい て	○ (質問主意書の中に、「国民生活基礎調 査において、未成年の健康診断受診率を 把握すべきではないか」という旨の質問あ り) ※別紙2参照	●		<p>・「今後の課題」として整理 (今回の問題提起を受けて、慎重な検討が必要)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆ 他統計での把握状況や統計の体系的整備の観点も含 め、調査実施者で慎重に検討を行うことが必要。</p>

(注)1 第1回(第122回人口・社会統計部会)は6月3日(木)に開催
2 第2回(第123回人口・社会統計部会)は6月24日(木)に開催
3 第3回部会の開催は、未定

健康票の問 5（既存）及び問 8（新設）

質問5 あなたは**現在**、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。



補問5-1 それはどのようなことに影響がありますか。**あてはまるすべての番号**に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|---------------|
| 1 日常生活動作（起床、衣服着脱、食事、入浴など） | 4 運動（スポーツを含む） |
| 2 外出（時間や作業量などが制限される） | 5 その他 |
| 3 仕事、家事、学業（時間や作業量などが制限される） | |

質問8 次の(ア)から(カ)の質問について、**日常生活で苦勞していることについて**、6つの項目それぞれの**あてはまる番号 1つ**に○をつけてください。

	苦勞はあ りません	多少苦勞 します	とても苦 勞します	全く出来 ません
(ア) 眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(イ) 補聴器を使用しても、聴き取りにくいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(ウ) 歩行や階段の上り下りが 歩いたりを しにくい といった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(エ) 通常の言語をつかってのコミュニケーション（たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解させることなど）が難しいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(オ) 思い出したり集中したりするのが難しいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(カ) 入浴や衣服の着脱のような身の回りのこと 身体を洗ったり衣服を着る をする のが難しいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4

(注) 質問8については、現在審議途上のもので、部会における修正を見え消しで表示

国会議員からの質問主意書について （「未成年の健康診断受診率」の把握）

（衆193：早稲田夕季議員）

障がい児・者を含む若者の健康診断受診率の把握に関する質問に対する答弁書の概要

問 子どもの健全な発育の把握は国民生活基礎調査の政策目的に加えるべきであって、未成年の健康診断の受診率も調査すべきではないか。成人年齢が18歳に引き下げられるにもかかわらず、2022年度調査で20歳以上しか対象にしないのは不適切であり、不作為にあたるのではないか。

（答）本調査（健康票）は、世帯員の傷病、治療、健康管理等の状況を調査するものであり、飲酒・喫煙の状況を把握した上で、健康診断の受診状況を把握。未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法において20歳未満の者の飲酒及び喫煙が禁止されていることを踏まえ、調査対象を20歳以上に限ることとしているが、未成年者の健診等の受診状況を調査することは今後検討してまいりたい。

調査設計上の考え方

- ◆ 世帯員の生活習慣である「飲酒の状況」、「喫煙の状況」を把握した上で、「健診等の受診状況」を把握する調査票設計
- ◆ 飲酒及び喫煙は、二十歳未満の者について禁止されていることを踏まえ、「健診等の受診状況」の調査対象は二十歳以上の者

「未成年の健康診断受診率」把握 についての今回の対応

- ◆ 令和4年調査は、従前のおり二十歳以上を対象

今後の方向性

- ◆ 国民生活基礎調査は、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであるため、今後、政策上の必要性等を踏まえた上で、未成年者の健診等の受診状況について検討

第122回人口・社会統計部会 議事概要

1 日時 令和3年6月3日（木）10:05～12:05

2 場所 Web会議

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

北村 弥生（長野保健医療大学特任教授）、内閣府、東京都

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室：細井室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事概要

- 「日常生活における機能制限」に関する調査事項の追加を審議する導入として、北村審議協力者から、国際連合における障害者統計に関する活動経緯やワシントングループが開発した指標等について説明があった。

その後、審査メモに沿って、調査事項等の変更について審議が行われた。

- 審議の結果は、以下のとおり。

- ① 「日常生活における機能制限」については、調査事項の追加自体に異論はなかったが、他の調査事項との関係等について、調査実施者において整理・確認の上、次回部会で改めて審議することとされた。
- ② 「同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級」の追加並びに「乳幼児の保育状況」及び「主な介護者以外の介護者の状況」の削除については、調査実施者において整理・確認の上、次回部会で改めて審議することとされた。
- ③ 「健康食品の摂取の有無」の削除については、おおむね適当とされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）「日常生活における機能制限」の追加

- ・ 健康票の質問5（日常生活への影響）と今回追加する質問8（日常生活における

機能制限)の重複感は強いと思う。継続性の観点から質問5を残さざるを得ないのだとすれば、質問5はどのような活用をされ、どのようなニーズがあるのか。積極的に残さなければならない理由は何か。

⇒ 質問5については、健康日本21(第二次)における指標の一つである「健康寿命」の算出に利用している。健康日本21(第二次)は平成25年度から令和4年度までを対象期間としており、指標の評価が困難となることから、質問5を改変することは困難であると認識している。

- ・ 質問5と質問8は、報告者にとっては、似たような内容を尋ねるものとなっており、重複感がある。例えば、質問8を12歳以上が回答するようにすれば、調査票上の配置が質問5と離れることになり、重複感は小さくなると思うが、12歳未満に質問8の回答を求める特段の理由はあるか。

⇒ 回答可能性を考慮した結果、就学をしている6歳以上を対象とすることとしている。

⇒ 12歳未満の障害のある子供が捕捉できなくなるため、現行のまま6歳以上に回答を求めることが望ましいと考える。ただし、重複感があるのは御指摘のとおりである。補問5-1の選択肢に当てはまるのが従来の障害のイメージだったと思うが、近年障害の概念を広く捉える傾向があり、質問5では、いわゆる障害というよりも、病気や老化を念頭に置いた調査事項とも言えると思う。

⇒ 例えば、折衷案として、質問5を継続しつつ、時限的に質問8を12歳以上で把握するよう配置を変更する。両問が併存している間、健康寿命の整合的な推計手法の検討を行い、その上で質問5と質問8を再整理することはできないか。

⇒ 質問5と質問8は確かに似ているが、資料4で回答されている内容を踏まえると、質問8では障害を念頭に置いている一方で、質問5は病気やけがを含めた健康問題を念頭に置いており、ターゲットが違うように思われる。そうすると、現行の質問5は「健康上の問題」とのみ書いているが、「健康上の問題(病気やけがなど)」と質問文を修正することで、両問の違いを明確化できないか。

- ・ 国民生活基礎調査では、内閣府の調査研究事業で比較検討された欧州統計局の設問ではなくワシントングループの設問を採用することだが、欧州統計局の設問とワシントングループの設問の相違を示した上で、ワシントングループの設問を採用した理由を説明していただきたい。

- ・ SDGsを踏まえた集計の更なる充実という観点から、就労状態別の集計だけでなく、就学状態別の集計もできないか。

- ・ 「日常生活における機能制限」の追加自体については、特に異論はなかったが、議論の中で整理すべきとされた事項については、調査実施者において再度検討し、

次回部会で報告をお願いする。また、質問8の訳文について質問や意見があれば、追加で意見提出をお願いする。

(2) その他の調査事項の変更等

- ・ 「乳幼児の保育状況」の削除については、極めて慎重に判断した方が良いと思う。少子化対策は国が最も力を入れてきた政策の1つであり、保育状況の充実が女性の就業継続にどのようなインパクトを与えたかとか、出生率にどのような影響を与えたかというような研究が多数行われている。この削除によって、政策の評価ができなくなってしまう恐れがあると考える。また、今回の調査事項の追加により、老老介護の実態を把握する意図はよく理解できるが、「同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級」の追加が「乳幼児の保育状況」の削除を上回る必要性があるかがよく分からない。

老老介護と保育状況の調査事項を両立することはできないのか。両立できないのであれば老老介護の調査事項を優先する根拠を示して欲しい。

- ・ 調査事項の削除の理由として、紙面の都合は非常に理解できるが、実際の紙面を見ても、他の設問に影響を与えずに、設問を両立できそうな工夫ができるのではないかと思うので、御検討いただきたい。
- ・ 「同居せずに、主に手助けや見守りをしている者の年齢階級」の追加並びに「乳幼児の保育状況」及び「主な介護者以外の介護者の状況」の削除については、調査実施者において再度検討し、次回部会で報告をお願いする。

「健康食品の摂取の有無」については、特に異論がなかったものとして整理する。

6 今後の予定

次回部会は令和3年6月24日（木）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、令和3年6月に開催予定の第165回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)